

○立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程

2015年3月18日

規程第1051号

第1節 趣旨

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館アジア太平洋大学学則（以下「学則」という。）第51条の3にもとづき、入学検定料、授業料、その他学生納付金について必要な事項を定める。

第2節 納付金額

(入学検定料)

第2条 本大学における入学検定料は、別表1のとおりとする。

(IMATプログラム費)

第2条の2 トリア専門単科大学との共同学位プログラムを履修する学生は、別表2に定めるIMATプログラム費を納めなければならない。

(実習費)

第2条の3 実習を伴う特定の授業科目を履修する学生は、各実習の実施要項に定める実習費を納めなければならない。

(学位審査手数料)

第3条 博士の学位の授与の申請を行う者は、別表3に定める学位審査手数料を納めなければならない。ただし、本大学博士後期課程に在学する者が申請する場合はこの限りではない。

(単位認定料)

第4条 第9セメスター期以降の単位認定を願い出る者は、別表4に定める単位認定料を納めなければならない。

(追試験手数料)

第5条 追試験を願い出る者は、別表5に定める追試験手数料を納めなければならない。

(在籍料)

第6条 学則第24条第2項および第8項に定める在籍料は、別表6に定める。

(非正規生の選考手数料、登録料、聴講料、科目等履修料、研修生料、研究生料)

第7条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生および研究生の選考手数料および登録料、聴講生の聴講料、科目等履修生および特別聴講学生の科目等履修料、研修生の研修生料ならびに研究生の研究生料は、別表7に定める。

(手数料)

第8条 休学審査・事務手数料、再入学審査・事務手数料、転籍選考手数料および学生証再交付手数料は、別表8に定める。

(証明書手数料)

第9条 証明書手数料は、別表9に定める。

第3節 納付期日、納付方法等

(入学検定料の納付期日)

第10条 入学検定料の納付期日は、入学試験要項に定める。

(入学金の納付期日)

第11条 入学金の納付期日は、入学手続要項に定める。

(授業料の納付期日および納付方法)

第12条 在学生の授業料の納付期日は、 Semesterごとに次の各号に定める期日とする。

(1) 春Semester期 5月31日

(2) 秋Semester期 11月30日

2 前項にかかわらず、学部に入学者の初回のSemesterに係る授業料の納付期日は、入学手続要項に定める日とする。

3 第1項にかかわらず、大学院に入学者の初回のSemesterに係る授業料の納付期日は、入学手続要項に定める日とする。

4 第1項にかかわらず、再入学の場合の初回のSemesterに係る授業料の納付期日は、次の各号のとおりとする。

(1) 春Semester期 3月31日

(2) 秋Semester期 9月20日

(納付期日)

第13条 第10条から第12条までの納付期日においては、送金された事実の確認をもって納付とみなす。ただし、納付期日までに送金の確認できない場合は、納付とみなさない。

2 納付期日が金融機関の休業日となる場合は、納付期日は金融機関の翌営業日とする。

(IMATプログラム費の納付期日)

第14条 IMATプログラム費の納付期日は、協定に定める期日までとする。

(選考手数料、聴講料、科目等履修料、研修生料、研究生料の納付期日)

第15条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生および研究生の選考手数料の納付期日は、指定された期日とする。

- 2 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生および研究生を許可された者の登録料、科目等履修料、聴講料、研修生料および研究生料の納付期日は、指定された期日までとする。

第4節 納付等の特例

(授業料の充当、返金)

第16条 定められた納付金額以上の授業料が納められた場合、その次の Semester 以降の授業料に充当する。ただし、その必要がないと学生部長が認めたときは、返金することがある。

(入学金、授業料の納付日、納付金額の特例)

第17条 学費等負担者が学長が認める機関である場合、協議のうえ、入学金および授業料の納付期日を変更することができる。

- 2 学則第45条の3、学則第45条の4およびこの規程第12条にかかわらず、学費等負担者が学長が認める機関である場合、学長は修業年限または標準修業年限の期間中における総納付額が変わらない範囲で、入学金および各 Semester の授業料の納付額を変更することがある。

第18条 削除

(授業料の免除、減免)

第19条 学則第51条の2に定める授業料の免除または減免については、立命館アジア太平洋大学国際学生授業料減免規程、立命館アジア太平洋大学国内学生経済支援授業料減免規程および立命館アジア太平洋大学大学院国内学生授業料減免規程に定める。

(休学期間中の授業料免除)

第20条 休学期間中の授業料は免除する。

(入学検定料、入学金、授業料の免除、減免)

第21条 他大学等との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学に入学もしくは転入学する学生の入学検定料、入学金、授業料および納付方法は、当該協定による。

- 2 災害救助法の適用地域の受験者に対する入学検定料の免除については、立命館アジア太平洋大学災害救助法適用地域の受験者に対する入学検定料免除規程に定める。

(入学検定料の免除)

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を免除する。

- (1) 本大学大学院の博士前期課程または修士課程修了後、引き続き博士後期課程に進学する場合

(2) 文部科学省国費外国人留学生の場合で同省の要項により入学検定料が大学負担であることが明記されている場合

(入学金の免除)

第22条 次に定める者は、入学金を免除する。

(1) 本大学または立命館大学の学部を卒業した者が、本大学大学院へ入学する場合

(2) 本大学または立命館大学の学部から引き続き本大学大学院に入学する場合

(3) 本大学または立命館大学の大学院を修了した者または博士課程に標準修業年限以上在学し、学則に定める履修要件を満たした者で博士学位を取得せずに退学した者が本大学大学院に入学する場合

(4) 日本政府の国費外国人留学生制度により入学金を免除することが定められている場合

(5) 学長が認める機関との協定にもとづき、入学金を免除することが定められている場合

(学生証再交付手数料の免除)

第23条 氏名の変更を理由とした学生証の再交付については、学生証再交付手数料を免除する。

(学位審査手数料の減免)

第24条 次の各号に定める者については、それぞれ当該各号に定める学位審査手数料を免除または一部金額を減ずる。

(1) 博士後期課程に所定の年限在学し、学則に定める研究科の履修条件を満たし退学した者で、標準修業年限の末日の翌日から起算して3年以内の期間内に申請する者は、全額を免除

(2) 本法人の設置する学校の専任教職員は、半額を免除

(特別聴講学生の選考手数料、登録料、科目等履修料の減免)

第25条 他大学等との協定にもとづいて特別聴講学生を許可する場合、選考手数料、登録料および科目等履修料の免除または減免ならびに納付方法は、当該協定による。

(科目等履修生の選考手数料、登録料、科目等履修料の減免)

第26条 他大学等との協定にもとづいて科目等履修生を許可する場合、選考手数料、登録料および科目等履修料の免除または減免ならびに納付方法は、当該協定による。

2 次の各号に定める者については、それぞれ当該各号に定める選考手数料、登録料、科目等履修料の納付を免除する。

- (1) 岩田高等学校のAPU・立命館コース生徒が科目等履修する場合の選考手数料の半額
ならびに登録料および科目等履修料の全額
- (2) 学部学生が大学院科目を履修する場合の登録料および科目等履修料の全額
- (3) 研修生が大学院科目を履修する場合の科目等履修料の全額

第5節 規程の改廃

第27条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により、立命館アジア太平洋大学学費等の納付に関する規程（2006年1月27日規程第671号）を廃止する。

附 則（2017年5月17日 科目等履修生の登録料免除の変更に伴う一部変更）

この規程は、2017年9月21日から施行する。

附 則（2018年9月12日 立命館アジア太平洋大学災害救助法適用地域の受験者に対する入学検定料免除規程の制定に伴う一部変更）

この規程は、2018年9月12日から施行し、2018年6月1日から適用する。

附 則（2019年8月1日 入学金の免除措置の追加に伴う一部改正）

この規程は、2019年8月1日から施行する。

附 則（2020年1月15日 学則の一部変更に伴う一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年3月18日 入学検定料の改定および入学検定料の免除の明記に伴う一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。ただし、2021年3月31日までに入学する学部学生および大学院生の入学検定料は、なお従前の例による。

附 則（2021年3月17日 授業料の納付期日の変更および延納制度の廃止に伴う一部改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表1 入学検定料

区分	金額
以下の入学試験方式以外の入学試験	35,000円
日本国外在住の国際学生の入学試験	5,000円
大学入試センター試験方式	18,000円

大学入試センター試験方式併願時の2併願目以降		10,000円
AO入試	第1次選考	10,000円
	第2次選考	25,000円
同一日に実施する同一試験方式で2学部への出願を認める場合の2併願目		10,000円

別表2 IMATプログラム費

対象	金額 (1セメスター期)
アジア太平洋研究科博士前期課程国際協力政策専攻のIMATプログラム履修者	100,000円

別表3 学位審査手数料

対象	金額
博士の学位を申請する者	200,000円

別表4 単位認定料

項目		金額
単位認定料 (1単位あたり)	学部科目	学則別表7-3に定める金額
	大学院科目	75,000円

別表5 追試験手数料

項目	金額
追試験手数料 (1科目あたり)	1,000円

別表6 在籍料

対象	金額 (1セメスター期)
休学を申請する者 休学者	5,000円

別表7 非正規生の選考手数料、登録料、聴講料、科目等履修料、研修生料、研究生料

項目	対象	金額
選考手数料	聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、 研修生、研究生	10,000円 (1セメスター期)
登録料	聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、 研修生、研究生	再入学金を除く入学金の金額の1 /4 (1セメスター期)
聴講料	聴講生	以下の計算式で算出した金額に履

			修登録単位数を乗じた金額（1セメ スター期） （学部授業料A×2+学則別表7— 3の金額×31）÷31（端数は千円未 満を切り上げ）
科目等履修料	学部において、1セメス ター・1セッションの合	固定費部分	学則別表7—1と同額（1セメス ター期）
	計で10単位以上を履修 する科目等履修生、特別 聴講学生	単位制部分	学則別表7—3の金額に履修登録単 位数を乗じた金額（1セメス ター期）
	学部において、1セメス ター・1セッ ションの合計で10単位未満を履修す る科目等履修生、特別聴講学生		以下の計算式で算出した金額に履 修登録単位数を乗じた金額（1セメ スター期） （学部授業料A×2+学則別表7— 3の金額×31）÷31（端数は千円未 満を切り上げ）
	大学院科目を履修する科目等履修生、 特別聴講学生		75,000円に履修登録単位数を乗じ た金額（1セメスター期）
研修生料	研修生		30,000円（1セメスター期）
研究生料	研究生		50,000円（1セメスター期）

別表8 手数料

項目	金額
休学審査・事務手数料	15,000円
再入学審査・事務手数料	10,000円
転籍選考手数料	10,000円
学生証再交付手数料	2,000円

別表9 証明書手数料

対象	項目	金額
在学生（非正規生含 む）	在学証明書（日本語）	200円
	在籍証明書（日本語）	200円

	成績証明書（日本語）	200円
	卒業見込証明書（日本語）	200円
	修了見込証明書（日本語）	200円
	非正規生証明書（日本語）	200円
	その他証明書（日本語）	200円
	在学証明書（英語）	200円
	在籍証明書（英語）	200円
	成績証明書（英語）	200円
	卒業見込証明書（英語）	200円
	修了見込証明書（英語）	200円
	非正規生証明書（英語）	200円
	その他証明書（英語）	200円
	健康診断証明書（日本語）	200円
	健康診断証明書（英語）	200円
卒業生	卒業証明書（日本語）	300円
修了生	修了証明書（日本語）	300円
退学者	在籍期間証明書（日本語）	300円
除籍者	学位授与証明書（日本語）	300円
	成績証明書（日本語）	300円
	その他証明書（日本語）	300円
	卒業証明書（英語）	300円
	修了証明書（英語）	300円
	在籍期間証明書（英語）	300円
	学位授与証明書（英語）	300円
	成績証明書（英語）	300円
	その他証明書（英語）	300円